

企画・発行 上野税理士法人

〒108-0074 東京都港区高輪2-6-21 TEL 03-6450-2173 E-mail: info@care-mas.com  
 FAX 03-6450-2174 http://www.care-mas.com



セミナー  
情報

2/15(水) 「実質改定率マイナス0.8%！新介護報酬単位と加算の全貌！

介護報酬改定の詳細解説と具体策」

講師：小濱 道博氏 (小濱介護経営事務所 代表) 会場：港区立商工会館 研修室

詳しくは、<http://www.care-mas.com/seminar/index.html>

### 介護報酬改定の全容明らかに

1月25日、小宮山洋子厚生労働相は、平成24年度介護報酬改定案を社会保障審議会に諮問。社保審介護給付費分科会は小宮山厚労相に答申。新たな介護報酬や基準が決まり、3月上旬にも告示される。

訪問介護の生活支援 20%ダウン  
 2級ヘルパーのサ責 10%ダウン

デイサービス全体 10～12%ダウン

処遇改善加算の導入

など、予想の上限という非常に厳しい査定。  
 1月25日の審議資料の全容は、下記サイトで公開されている。  
<http://www.roushikyo.or.jp/jsweb/html/public/contents/data/00003/155/>

詳しい解説は、2月15日に開催するセミナーにて行いますので、是非ご参加下さい。

### 「介護崩壊進む」 - 保団連の談話

1月26日、全国保険医団体連合会（保団連）は平成24年度介護報酬改定についての談話を発表。

「実質マイナス改定を前提としたもので、基本報酬の多くが引き下げられている」

「国庫負担削減のツケは利用者・国民と、サービス事業者・介護職員に押し付けられるが、これでは介護崩壊が一層進む」と懸念。

また、介護報酬内での介護職員処遇改善加算の創設については、民主党のマニフェスト（09年衆院選）月額4万円の賃上げを反故にしていると批判。

(CB news)

詳しくはお気軽にお問い合わせください。

info@care-mas.com

### 助成金関連情報

近日中に制度が終了予定の助成金についてのお知らせ

若年者等正規雇用化特別奨励金

【制度概要】

25歳から39歳まで（トライアル雇用活用型は下限の制限なし）の職種未経験者をハローワークの紹介を受けて採用すると、採用後6カ月後に50万円、以降1年ごとに2回、25万円ずつ併せて2年6カ月で最大100万円。

トライアル雇用活用型は採用後3カ月で12万円。その後4カ月目から上記の内容と同じ。採用後9カ月に50万円、1年9カ月後に25万円、2年9カ月後に25万円。併せて2年9カ月で最大112万円。

「直接雇用型」（当初から正規雇用）

1人につき最大100万円。平成24年3月31日までにハローワーク紹介で雇い入れた人までが対象。

「トライアル雇用活用型」

1人につき最大12万円+100万円（採用後3カ月間は試用期間として有期雇用、その後正社員として雇用）。平成24年3月30日までにトライアル雇用を終了し、同年3月31日までに正規雇用した人までが対象。

つまり、これからの雇い入れを考えると、採用後の試用期間をまるまる3カ月間は取れない。試用期間を途中で終わりにして、正規雇用に移行しなければならない。12万円の部分については、満額受給できない。

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金（1人につき最大80万円）、3年以内既卒者採用拡大奨励金（1人につき最大100万円（1人限り））

【制度概要】

40歳未満の職種未経験者で、最終学歴の学校を卒業して3年以内であり、卒業後1年以上継続して勤務したことがない対象者をハローワークの紹介で雇い入れる。平成24年6月末までにハローワークの紹介を受け、平成24年7月末までに雇用契約が始まった人までが対象。

震災特例に該当する場合は期限が延長されている。

-----  
 助成金のサポートについては当事務所までご連絡下さい